



# 鳥取県公報

平成14年 3月22日(金)  
第 7 3 6 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|      |   |   |
|------|---|---|
| 告 示  | 字の区域の変更等 (162) (市町村振興課) .....                             | 1 |
|      | 環境美化促進地区の指定 (163) (循環型社会推進課) .....                        | 4 |
|      | 鳥取県青少年健全育成条例の規定による有害図書類の指定基準等の廃止<br>(164) (県民活動推進課) ..... | 4 |
|      | 土地改良区の役員の退任 (165) (耕地課) .....                             | 4 |
|      | 土地改良事業の同意 (2件) (166・167) (＼) .....                        | 4 |
|      | 土地改良事業計画の変更の同意 (168) (＼) .....                            | 5 |
|      | 収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (169) (会計課) .....                    | 5 |
|      | 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (170) (＼) .....                        | 5 |
| 教委告示 | 臨時教育委員会の招集 (8) (総務福利課) .....                              | 6 |
| 正 誤  | 平成13年12月21日付鳥取県条例第58号中訂正.....                             | 6 |

## 告 示

### 鳥取県告示第162号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、米子市長から字の区域を新設し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項後段の規定による米子市堀川北土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成14年 3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

|            |  |
|------------|--|
| 新たに画する字の名称 | 同左の区域(平成13年2月1日現在の地番による。)  |
| 両三柳字平八道    | 両三柳字三右衛門道西2902の1、2902の2と一体をなす国有地<br>両三柳字宇治右衛門道西2937の2、2937の6、2937の8と一体をなす国有地<br>両三柳字堀川2971の1、2971の2、2972の1、2972の2、2973の1から2973の4まで、2974の1、2974の2、2975の1から2975の3まで、2977の1の一部、2980の1の一部、2981の1 |

の一部、2981の2の一部、2982の一部、2983の1の一部、2984の1、2984の2、2985、2986の1、2986の2、2987、2988の1、2988の2及びこれらと一体をなす国有地  
 両三柳字堀川尻2989、2990の1、2990の2、2991の1、2991の2、2992、2993の一部、2994、2995、2996の一部、2997の一部、2998の1、2998の2及びこれらと一体をなす国有地  
 両三柳字堀川尻北2999から3002まで、3003の2から3003の4まで、3004から3008まで、3008の2、3008の3、3009から3011まで、3012の2、3013の2、3013の3、3015の1、3015の2、3016の1、3016の2及びこれらと一体をなす国有地並びに3013の1、3020の4、3020の6、3026の3と一体をなす国有地  
 両三柳字平八道東3032の2、3033の2、3034の2から3034の5まで及びこれらと一体をなす国有地  
 両三柳字平八道西3036の1から3036の3まで、3037、3038の1から3038の4まで、3039の1、3039の2、3040の1から3040の3まで、3041、3042、3042の1、3042の2、3043の1、3044、3045の1から3045の5まで、3046の1、3046の2、3047の3、3047の7、3047の9、3047の10、3047の12、3047の15、3047の18及びこれらと一体をなす国有地の一部  
 両三柳字三右衛門道西北3056の2から3056の7まで、3056の12、3056の13、3057の1、3057の4、3058の1、3060の5、3060の6、3060の52、3061の1、3061の2、3061の9から3061の11まで、3061の16から3061の31まで、3061の34、3062の1、3062の2、3063の1から3063の11まで及びこれらと一体をなす国有地の一部  
 西福原字堀川尻1492の1の一部、1494から1496までの一部及びこれらと一体をなす国有地  
 西福原字堀川尻甲1498の一部、1498の3の一部、1498の7、1498の14の一部、1498の23の一部、1498の24、1498の41から1498の43までの一部及びこれらと一体をなす国有地  
 西福原九丁目2976の1の一部、2976の2の一部、2976の3、2976の4、2977の3の一部、2983の2、2983の3及びこれらと一体をなす国有地

|                |  |
|----------------|--|
| 区域を変更する町及び字の名称 | 同左の区域（平成13年2月1日現在の地番による。）  |
| 両三柳字三右衛門道西     | 両三柳字三右衛門道西のうち2902の1、2902の2と一体をなす国有地以外の区域   |
| 両三柳字宇治右衛門道西    | 両三柳字宇治右衛門道西のうち2937の2、2937の6、2937の8と一体をなす国有地以外の区域   |
| 両三柳字堀川尻北       | 両三柳字堀川尻北のうち2999から3002まで、3003の2から3003の4まで、3004から3008まで、3008の2、3008の3、3009から3011まで、3012の2、3013の2、3013の3、3015の1、3015の2、3016の1、3016の2及びこれらと一体をなす国有地並びに3013の1、3020の4、3020の6、3026の3と一体をなす国有地以外の区域                                    |
| 両三柳字平八道東       | 両三柳字平八道東のうち3032の2、3033の2、3034の2から3034の5まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域   |
| 両三柳字平八道西       | 両三柳字平八道西のうち3036の1から3036の3まで、3037、3038の1から3038の4まで、3039の1、3039の2、3040の1から3040の3まで、3041、3042、3042の1、3042の2、3043の1、3044、3045の1から3045の5まで、3046の1、3046の2、3047の3、3047の7、3047の9、3047の10、3047の12、3047の15、3047の18及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 両三柳字三右衛門道西北    | 両三柳字三右衛門道西北のうち3056の2から3056の7まで、3056の12、3056の13、3057の1、3057の4、3058の1、3060の5、3060の6、3060の52、3061の1、3061の2、3061の9から   |

|          |  |
|----------|--|
|          | 3061の11まで、3061の16から3061の31まで、3061の34、3062の1、3062の2、3063の1から3063の11まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域   |
| 西福原字堀川尻  | <p>両三柳字堀川2977の1の一部、2977の2、2978、2979、2980の1の一部、2980の2、2981の1の一部、2981の2の一部、2982の一部、2983の1の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>両三柳字堀川尻2993の一部、2996の一部、2997の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>西福原字堀川中の全域</p> <p>西福原字堀川尻のうち1492の1の一部、1494から1496までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>西福原字堀川尻甲1497の1から1497の11まで、1498の一部、1498の1、1498の2、1498の3の一部、1498の5、1498の6、1498の8から1498の13まで、1498の14の一部、1498の15、1498の16、1498の23の一部、1498の41から1498の43までの一部、1498の45、1498の46、1499の1、1499の2、1499の4から1499の12まで、1499の14から1499の32まで、1499の34から1499の36まで、1499の38から1499の46まで、1500の1、1500の2、1501の1、1501の4、1502の1から1502の3まで、1503、1504の1から1504の7まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>西福原字堀川尻乙1505の1から1505の21まで、1506の1、1506の2、1507の1、1507の4、1511、1511の1、1511の2、1511の5から1511の8まで、1512の1、1513の1から1513の19まで、1514の1、1514の2、1515の1、1515の2、1516の1から1516の3まで、1517の1、1517の4、1518の1、1518の2、1519、1520、1521の2、1522、1523の1から1523の18まで、1526の1、1526の2、1527の1、1527の2、1528、1528の1から1528の9まで、1529の4、1530の1、1530の2、1531の1、1531の2、1531の4、1532の1から1532の3まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>西福原九丁目1468の2の一部、1470の4の一部、1470の5の一部、1500の4の一部、1500の5の一部、1501の5、2977の3の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| 西福原字堀川尻甲 | 西福原字堀川尻甲のうち1497の1から1497の11まで、1498、1498の1、1498の2、1498の3、1498の5から1498の16まで、1498の23、1498の24、1498の41から1498の43まで、1498の45、1498の46、1499の1、1499の2、1499の4から1499の12まで、1499の14から1499の32まで、1499の34から1499の36まで、1499の38から1499の46まで、1500の1、1500の2、1501の1、1501の4、1502の1から1502の3まで、1503、1504の1から1504の7まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域   |
| 西福原字堀川尻乙 | 西福原字堀川尻乙のうち1505の1から1505の21まで、1506の1、1506の2、1507の1、1507の4、1511、1511の1、1511の2、1511の5から1511の8まで、1512の1、1513の1から1513の19まで、1514の1、1514の2、1515の1、1515の2、1516の1から1516の3まで、1517の1、1517の4、1518の1、1518の2、1519、1520、1521の2、1522、1523の1から1523の18まで、1526の1、1526の2、1527の1、1527の2、1528、1528の1から1528の9まで、1529の4、1530の1、1530の2、1531の1、1531の2、1531の4、1532の1から1532の3まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域  |
| 西福原九丁目   | 西福原九丁目のうち1468の2の一部、1470の4の一部、1470の5の一部、1500の4の一部、1500の5の一部、1501の5、2976の1の一部、2976の2の一部、2976の3、2976の4、2977の3の一部、2983の2、2983の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域   |

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 廃止する字の名称 | 両三柳字堀川尻、両三柳字堀川、西福原字堀川中 |
|----------|------------------------|

**鳥取県告示第163号**

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環型社会推進課、鳥取保健所生活環境課及び鳥取市役所生活環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。

平成14年3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定する地区

| 地 区 名        | 市町村 | 地 区 の 区 域   |
|--------------|-----|---|
| 鳥取市湖山池青島周辺地区 | 鳥取市 | 1 青島の全域<br>2 県道鳥取鹿野倉吉線の次の区間<br>起点 湖山池公園子供の遊びゾーン東端<br>終点 湖山池公園子供の遊びゾーン西側駐車場西端<br>3 湖山池公園子供の遊びゾーン（駐車場を含む） |

## 2 指定年月日

平成14年4月1日

**鳥取県告示第164号**

次に掲げる告示は、平成14年3月31日限り廃止する。

平成14年3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県青少年健全育成条例の規定による有害図書類の指定基準（昭和56年鳥取県告示第379号）

平成10年鳥取県告示第233号（鳥取県青少年健全育成条例施行規則第2条の3第1項第9号に規定する施設の指定について）

**鳥取県告示第165号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり郡家土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 加 藤 一 美 八頭郡郡家町大字下峰寺188

平成13年10月29日退任

**鳥取県告示第166号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業岩立地区農業用排水）について、平成14年3月14日に同意した

ので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成14年 3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第167号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業大内地区農業用排水）について、平成14年3月14日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成14年 3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第168号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業神福地区農業用排水及び暗渠排水）に係る土地改良事業計画の変更を平成14年3月14日同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成14年 3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第169号**

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第1項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成14年 3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 指定番号 | 名 称                | 変更事項    | 変 更 前               | 変 更 後                                  | 変更年月日       |
|------|--------------------|---------|---------------------|--|-------------|
| 80   | 株式会社山陰合同<br>銀行淀江支店 | 売りさばき場所 | 西伯郡淀江町淀江<br>553 - 1 | 西伯郡淀江町大字淀<br>江553 - 1 及び同郡<br>大山町所子521 | 平成14年 3月18日 |

**鳥取県告示第170号**

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成14年 3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 廃 止 年 月 日   | 住 所         | 名 称             |
|-------------|-------------|-----------------|
| 平成14年 3月17日 | 西伯郡大山町所子521 | 株式会社山陰合同銀行 大山支店 |

---

## 教 育 委 員 会 告 示

---

**鳥取県教育委員会告示第8号**

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成14年3月22日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成14年3月23日(土) 午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正について
  - (2) その他

---

## 正 誤

---

平成13年12月21日公布の鳥取県条例第58号(鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

| 頁  | 欄  | 行    | 誤       | 正     |
|----|----|------|---------|-------|
| 14 | 右欄 | 7及び8 | 又は第3号まで | 又は第3号 |